メシャフキン憲法草案（1990-2005）

ＫＫ 資料集 5 巻 359-391 頁

（メシャフキンの個人サイト参照 http://meshavkin.narod.ru/constitution.htm）

「ロシア連邦共和国憲法」案

第 1 章　基本規定

第 1 条

①　この憲法およびその執行において採択されたロシアの法律は、ロシアの名において締結されたすべての条約と同様、ロシア連邦共和国の最高の規範的アクトであり、そ　の全領域において効力を有する。

②　この憲法に抵触するロシアの法律およびロシアの名において締結された条約は、無効である。

③　この憲法、ロシアの法律、ならびにロシアの名において締結された条約に抵触するすべての規範的アクトは、無効である。

第 2 条

この憲法におけるいかなる条項も、ロシアの法的（合法的）な要求、ならびにロシア連邦共和国市民の個人的権利および自由に害をもたらすようにはこれを解釈することはできない。

第 3 条

この憲法、ロシアの法律およびその他のロシアの規範的アクトによって禁止されていないすべてのことがらは、これを許される。

第 4 条

少数者には、この憲法およびロシアの法律の枠内で反対派に対する奪われることのない権利が認められる。

第 5 条

立法およびその他の規範的アクトが公布（公表）されない場合、それは無効と看做される。

第 6 条

①　この憲法およびロシアの法律の枠内で自由に表明される情報メディアは､独立であり、検閲を受けることはない。

②　ロシア連邦議会は、ロシア連邦共和国国立図書館を定め、これを保護する。

第 7 条

①　ロシア連邦議会、ロシア大統領、地方自治機関、ロシアの裁判所および検察機関は、

ロシア連邦共和国の国家権力のシステムを構成する。

②　ロシア連邦共和国の構成主体は、ロシアの諸民族に地方自治機関のすべての権利、機会および義務を賦与する。

第８条

①　ロシア連邦共和国における最高の立法権は、全人民的レフェレンダムを含む選挙権を有するロシアの市民に属する。

②　ロシアにおける立法権は、この憲法およびロシアの法律に基づき、その執行のために、ロシアの諸民族が、ロシア連邦共和国連邦議会にこれを賦与する。

③　ロシア連邦共和国の連邦議会の立法権は、この憲法によりロシアの諸民族のためにこれを定める。

第９条

①　ロシアにおける執行権は、この憲法およびロシアの法律に基づき、その執行のために、ロシアの諸民族が、ロシア連邦共和国大統領および地方自治機関にこれを賦与する。

②　ロシア連邦共和国大統領の執行権は、ロシアの諸民族のためにこの憲法によりこれを定める。

③　地方自治機関の執行権は、ロシアの諸民族のためにこの憲法によりこれを定める。

④　ロシア大統領と地方自治機関のあいだの執行権の権利、義務および機会の交換および（または）移譲は、これを認めない。

第１０条

①　ロシアにおける司法権（裁判権）は、この憲法およびロシアの法律に基づき、その執行のために、ロシアの諸民族が、ロシア連邦共和国の裁判所にこれを賦与する。

②　ロシア連邦共和国の裁判所の裁判権は、ロシアの諸民族のためにこの憲法によりこれを定める。

③　ロシアの裁判所の最高機関は、ロシアの最高裁判所である。

第１１条

①　ロシアの監督権は、憲法およびロシアの法律に基づき、その執行のために、ロシアの諸民族が、ロシア連邦議会、ロシア大統領、地方自治機関、ロシアの裁判所およびロシア検察機関にこれを賦与する。

②　ロシア連邦議会、ロシア大統領、地方自治機関、ロシアの裁判所およびロシア検察機関の監督権は、産業、社会、政治およびその他の組織、集団、グループ、企業、施設等々、ならびにすべての役職者の作為または不作為に対し、ロシアの諸民族のために全面的および支障のない監督において定められる。

③　ロシアの連邦議会、ロシア大統領、地方自治機関、ロシアの裁判所および検察機関

の側からの監督作用は、この憲法およびロシアの法律によってこれを定める。

第１２条

立法権、執行権、裁判権および監督権のあいだの権限の移転はそれがだれによるものであれ、どんなものであれ、これを禁止する。

第１３条

①　ロシア大統領は、ロシア連邦共和国の名において語り、行動する権利を有する唯一の人物である。

②　ロシア連邦議会議長は、ロシア連邦議会の名において語り、行動する権利を有する唯一の人物である。

③　地方自治機関の首長は、当該のロシア連邦共和国構成主体の名において語り、行動する権利を有する唯一の人物である。

④　しかるべき国家権力機関の当該の委員会または特別委員会の委員長は、それぞれの機関の委員会または特別委員会の名において語り、行動する権利を有する唯一の人物である。

⑤　すべての人は、しかるべき人物にその権利、機会および義務の範囲内で全権を与えるときまで、その程度に応じて、自己の名前または組織、企業、施設等々の名前でのみ語り、行動する。

第１４条

①　ロシア連邦議会議長およびロシア大統領、ならびにロシア最高裁判所長官およびロシア検事総長は、必要と判断した時に必要な問題につき、ロシアの諸民族に訴える奪われることのない権利を有する。

②　地方自治機関の首長は、必要と判断した時に必要な問題につき、ロシアの諸民族に訴える奪われることのない権利を有する。

第１５条

①　ロシア憲法は、全人民レフェレンダムにより、選挙権を有するロシア市民の３分の２以上をもって制定され、または同じ条と手続をもってする新憲法の制定によってこれを廃棄することができる。ただし、ロシア連邦共和国憲法第　16 条において特別の定めがある場合はこの限りではない。

②　この憲法の効力は、新憲法の制定のほかのいかなる事情であれ、これを停止することはできない。

③　ロシアの法律は、もっぱらロシア連邦議会による他の対応する法律の制定のほかのいかなる事情であれ、これを停止し、またはロシア最高裁判所の決定がありこの憲法に基づく場合にのみ、ロシア連邦議会だけがこれを不要なものとして取り消すことができる。

第１６条

①　戦争、軍事攻撃、非常事態およびそれらに類似の事態において、ロシア憲法は、怒る形であれ、これを改正することはできない。

②　戦争、軍事攻撃、非常事態およびそれらに類似の事態において、以下のことはこれを禁止する。

—現行のものに替え新憲法を制定すること

—ロシア連邦の条項を付け加え、停止し、または改正すること

—ロシアの法律、ロシアの名において締結された条約、およびロシア市民によって賦与された立法、執行、裁判および監督の権力機関の採択するその他のすべての規範的アクトを改正し、制定し、または破棄（廃棄？）すること

—ロシア市民によって賦与された立法、執行、裁判および監督の権力機関のメンバーを交代させること

③　この期間のレフェレンダムの実施は、これを禁止する。

④　上記のすべての事項は、戦争、軍事攻撃、非常事態およびそれらに類似の事態の中止の後３ヶ月間は、これを取り消すことができない。

第１７条

ロシア連邦共和国憲法の改正は、ロシア連邦議会の国家会議および連邦会議の全代議員総数の４分の３以上の多数によって採択されるロシア連邦議会の決定によってこれを行なう。

第１８条

ロシア連邦共和国の法律の制定手続は、以下による。

１　ロシア連邦議会は、しかるべき法案について公募する。提案された法案（少なくとも２つ以上）が、それがロシア連邦共和国連邦議会の審議に付される前に特別の定期公刊物で公表される。

２　当該の法案（２つ以上）は、起草者により、ロシア連邦議会の両院の合同会議に提出される。この法案に関するコメントおよび提出された修正意見は、ロシア連邦議会の各院のしかるべき委員会および（または）特別委員会での審議に付され、かつロシア大統領の名においてその委任のもとに活動する大統領評議会議長に提出される。

法案は、逐条的にこれを審議する。

修正が承認された後、当該法案（単）は、編集作業のため起草者に差し戻される。

３　ロシア連邦議会に提出された法案は、これを否認することができる。その場合は、本条第１項が適用される。

４　投票にむけて準備され、作成された法案は、ロシア連邦共和国最高裁判所の審議に付される。

ロシア最高裁判所は、ロシア連邦議会に対し、採択される法案がロシア憲法または以前に制定されたロシアの法律に抵触していないか､矛盾の解消の必要性はないかにつき、注意を喚起する。

5　矛盾の解消のために、法案起草者を必ず含む両院の調停委員会を設置する。調停委員会は、矛盾解決のバリアントをロシア連邦議会（両院合同会議）の審議に付す。

（必要ならば）修正を施したバリアントは、ロシア連邦共和国最高裁判所の審議にこれを付す。

6　ロシア最高裁判所が提出された法案がこの憲法および（または）以前に制定されたロシアの法律に抵触するものがあると改めて決定した場合、この法案は廃案とするか（その場合は本条第１項が適用される)、ロシア連邦議会の次の会期に継続審議とする（この場合は本条第５項が適用される)。

7　この憲法および(または)以前に制定されたロシアの法律との抵触がない場合には、ロシア最高裁判所は、提出された法案をロシア連邦の連邦議会の両院に各院での採択（投票）のために差戻す。

8　法案にロシア連邦共和国の法律の効力を付加するためには、連邦議会の国家会議および連邦会議の議員総数の３分の２以上の賛成が必要である。その他のすべての場合、法案は否決されたものとされ、本条第１項が適用される。両院は記名投票で議決する（点呼により投票する)。

9　採択されたロシアの法律の起草者は、ロシア連邦共和国の連邦議会により褒賞される。

第２章　個人と国家

第１９条

①　ロシア連邦共和国−ロシア−は、単一の多民族共和国（地方自治期間の領域から構成される）であり、全人類的な道徳、適法性に基づいて活動し、およびロシア連邦共和国市民の法秩序の維持、利益、権利および自由を保障する。

②　ロシアの主権は、その全領域に及ぶ。

第２０条

地方自治機関の領域は、その機関の同意なしにこれを変更することはできない。

第２１条

①　共和国に統合することを欲する地方自治機関の領域内において、ロシアからの脱退権を得るために、この憲法にしたがってレフェレンダムがじっしされる。レフェレンダムにおいては、ロシアの構成から脱退する権利を得るためのロシアの構成主体の結合（統合）

の問題が具体的に設定されなければならない。承認に際しては、当該領域において、レフェレンダムが実施され、そこではロシアの構成からのその共和国の脱退の問題が具体的に設定されていなければならない。最初のレフェレンダムの問題が承認されなかった場合には、再度のレフェレンダムは実施されない。１回目または２回目のレフェレンダムの問題が承認されなかった場合、党がいい地方自治機関において新しい選挙が公示される。辞表を提出する前のロシアの当該構成主体の新しい構成員（議員）が選挙されるまでの間、ロシア連邦共和国大統領は、当該領域において、ロシア人民により地方自治機関に認証された権利、機会および義務を有する全県代表を任命する。

②　脱退手続および社会・経済的補償は、法律によってこれを定める。

第２２条

国家的構成のロシア連邦共和国への編入には、以下の手続を必要とする。

１　この国家的構成において実施され、その市民の３分の２以上の同意を得たレフェレンダムの結果のロシア連邦議会への提供

２　選挙権および全ロシアのレフェレンダムにおいて投票する機会を有するロシア市民の３分の２以上の賛成

３　この国家的構成の帰属する領域におけるこの憲法、路車の法律、およびロシアの名において締結された条約の批准

第２３条

①　ロシアは、平等の条件においてのみ、この憲法、ロシアの法律、およびロシアの名において締結された条約にそれが抵触しない場合に、同盟、共同体またはそれと同様の関係に加盟することができる。

②　ロシアが他の共和国（同盟）に加盟するには、選挙および全ロシア的なレフェレンダムにおいて投票機会を有するロシア市民の３分の２以上の賛成を必要とする。

第２４条

①　ロシアにおいては、単一の共和国国籍が定められる。

②　ロシア憲法､ロシアの法律およびロシア連邦共和国のその他の規範的アクトを尊重し、遵守するすべての人は、ロシア連邦共和国市民となる権利を有する。

③　ロシア市民は、国外において、ロシア連邦共和国の全面的な保護と庇護を受ける。

④　ロシア国籍の停止および喪失の事由および手続は、これを法律によって定める。

第２５条

ロシア語は、ロシア連邦共和国の公用（国）語である。すべてのロシア市民は、このロシア語を知らなければならず、それを使用する権利を有する。ロシアにおいて語られる

その他の言語は、当該の地方自治機関の領域において公用語とすることができる。

第２６条

①　ロシア市民は、出身、社会的および財産上の地位、人種、民族的帰属、性、教育、言語、宗教に対する態度、職業および職種、居住地ならびにその他の事情のいかんにかかわらず法律の前に平等である。

②　全人類的道徳に基づくものをのぞき、すべての特典はこれを禁止する。ロシア市民、外国市民および無国籍者は、ロシア連邦議会が定めるロシアの人民およびロシアの共和国に対する功労に対し、報奨金を与えられる。報奨金の額は法律によってこれを定める。

第２７条

①　ロシア市民は、この憲法およびロシアの法律によって宣言され保障されるすべての社会・経済的、政治的および人格的な権利および自由を有する。

②　市民による権利および自由の利用は、社会および国家の利益、ならびに他の市民の権利および自由に害をもたらすものであってはならない。

③　この憲法に認証されている基本的権利、自由および保障は、全人類的道徳に基づく他の権利の適用を排除するものではない。

④　この憲法が定めるロシア市民の権利、自由および保障を制限するものはすべてこれを禁止する。

⑤　外国市民および無国籍者は、ロシアにおいて、ロシア連邦共和国市民の権利および自由を害しないかぎり、ロシア市民のためにこの憲法およびロシアの法律が定める権利および自由を保障される。

⑥　ロシアの領土に在住する外国市民および無国籍者は、この憲法を尊重し、ロシア連邦共和国の法律を遵守しなければならない。

第２８条

①　ロシア市民は、以下にあげるところの奪うことのできない権利を有する。

－生命に対する権利

人の生命は不可侵である。死刑はこれを禁止する。刑罰は、遂行された犯罪の総体により裁判所がこれを決定する。

－天分、能力、職業訓練、教育に応じた職業、職種および作業の種類の選択に対する権利

－休息の権利

年次有給休暇、週休、週 40 時間を超えない労働日が保障される。

－健康保護に対する権利

国家保健機関による無料で質の高い医療、国家の治療施設および健康増進のネットワ

ークを全面的に利用する権利が保障される。

－老齢、疾病、完全または部分的な労働不能、および扶養者の喪失の場合の物的保障の権利

－快適な住居に対する権利

独自の個別的で快適な住居をもつ機会が法相される。

－教育に対する権利

国家施設によって提供される無償の教育が保障される。

－文化の成果を利用する権利

国内および世界の文化の成果に全面的にアクセスすることが保障される。

－ロシア連邦共和国の領土内においてその居住地を自由に選択し、妨害されることなく移動し、自由にロシアに入国し、また出国する権利。出入国の手続は、法律によってこれを定める。

－逮捕または勾留の場合に裁判所に、habeas corpus のアクトの公布および勾留に際の適法性のチェックをもって、これを訴える権利

－社会の緊急の需要の充足に関する最小限のサービスを保障する、この憲法およびロシアの法律の枠内で行われるストライキの権利。ロシア市民には、ストライキに参加してことによって保護される利害の範囲を自主的に決定する権限がある。ロックアウトはこれを禁止する。

－ロシアの法律を提案する立法発議の権利

－ロシア人民の福祉の増進のために、その意見に基づき行うあれこれの行為を提案する権利

②　この上に列挙したすべての権利は、しかるべき法律によって具体化され、補充される。

第２９条

①　ロシア市民には以下の自由が保障される。

－言論の自由

ロシアの各市民は、この憲法およびロシアの法律に違反しない任意の携帯で自己の見解を自由に、かつ妨害されることなく表現し、広める権利を有する。

批判に対する迫害はこれを禁止する。

－情報へのアクセス

ロシアの各市民は、国家秘密、軍事秘密または営業の秘密の保護に関係しないかぎり、情報に自由かつ妨害されることなくアクセスする権利を有する。

－集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由

何人も、この憲法およびロシアの法律に違反しない限り、集会、大衆集会、行進およ

びデモンストレーションの実施を禁止する権利を有しない。

－良心の自由

何人も、この憲法およびロシアの法律に違反しないかぎり、いかなるイデオロギーを信奉し、または信奉しないこと、ならびに宗教的礼拝を行い、または無神論的宣伝を行うことを禁止する権利をもたない。

－学術、技術、芸術およびその他の創造の自由

何人も、学術、技術、芸術およびその他の創造の領域においてロシア市民に対し妨害する権利をもたない。

－この憲法およびロシアの法律に違反しない政党、社会団体、その他の団体、および集団等に加盟する自由

② 軍事団体および武装団体または暴力の行使に関わる目的をもって国家および国軍とは別に創設される団体は、これを禁止する。

① 本条に列挙したすべての保障された自由は、しかるべき法律によって具体化され、補充される。

第３０条

① ロシアの市民は以下の権利を保障される。

－人身の不可侵

何人も、裁判所の判決または検事の認可がある場合のほか、逮捕勾留されることはない。

逮捕または勾留された場合、ロシア市民は、裁判所に対して逮捕または勾留の適法性および根拠を点検するよう訴えることができる。

裁判所が、逮捕または勾留が十分な根拠なしに、または所定の規則を侵害してなされたと判断した場合は、逮捕または勾留された者は直ちに釈放されなければならない。

何人も、政治的、イデオロギー的、文化的およびその他の活動領域における自己の見解について証言を強制されることはない。

何人も、体罰、拷問、および希望に反する医療措置を与えることはできない。暴力の行使により、および強制のための拷問、医療措置のもとで、人格への精神的または肉体的な損害、プライヴァシーへの違法な鑑賞、ロシア市民の権利、保障および自由の侵害の結果得られた証拠は、無効である。

被疑者・被告人による自白は、その有罪の証拠とはみなされない。

何人も、裁判所の判決および法律によることなく、犯罪行為につき有罪とされ、刑事罰を受けることはない。

刑事法（権利）の諸規範は、被疑者・被告人の利益のためにのみ解釈される。

初めて自由剥奪刑を処せられたロシア市民は、ロシア市民で同じく初めの受刑者とともに拘禁されなければならない。

逮捕され、勾留され、取調中であるか、裁判所により何らかの犯罪で有罪との判決を受けていないロシア市民は、服役中あるいは以前に服役した者、または裁判所により刑の宣告を受けた者と一緒にいるような状態に留めてはならない。

－住居の不可侵

何人も、裁判所の決定または検事の認可によることなしに、そこに居住する者の意思に反して他人の住居に立ち入る権利を有しない。

－親書、電話、電信およびその他の通信の秘密

－名誉および尊厳、生命および健康、個人的自由および財産に対する侵害の企てについて裁判的保護を受ける権利

－国家機関、社会団体、政党およびその他の機関、団体等の役職者の違法な作為または不作為による損害の補償を求める権利

－イデオロギーまたはその他の心情による兵役拒否の権利

－個人および家族の生活に関する情報の違法かつ人間の尊厳を誹謗するような利用に対する効果的な保護

②　本条に列挙したすべての保証は、しかるべき法律によって具体化され。補充される。

第３１条

ロシア市民は、以下の義務を負う。

－ロシア憲法、ロシアの法律およびロシア連邦共和国のその他の規範的アクトの遵守

－子どもの養育、その社会的有用活動への教育

－両親への世話および全面的援助

－選挙、レフェレンダムにおいて自己の意志を表明すること

第３２条

国家権力機関およびそれを代表する者の活動は、この憲法、ロシアの法律に違反しない情報メディア、大衆集会、集会、ストライキならびにその他の形態および手段（方法）によって表現される世論を考慮して、以下によりこれを行う。

－問題の集団的な、自由で実質的な審議および解決

－グラースノスチ

－国家権力機関に当該人物を選出したロシア市民に対して情報メディアおよび対面を通しての定期的報告（３ヶ月に１回以上、および選挙人の　10%以上の要請に基づき彼らが必要とする回数だけ）

－国家権力機関の活動へのロシア市民の広範な参加

第３３条

国家は、ロシア大統領、ロシア連邦議会代議員、地方自治機関、ロシアの裁判所、ロシアの検察機関の名において、ならびにすべての役職者（公務員）は、以下のことにつき全面的に協力する義務を負う。

－この憲法、ロシアの法律およびロシアのその他の規範的アクトの遵守

－ロシア市民によるその創造的力、能力および才能の発揮の実際の可能性の拡大

－大衆的な体育およびスポーツの発展

－予防および医療保健の発展

－土地、地下資源、水資源および大気中の資源、動植物界の保護および合理的利用、清浄な大気および水の保全、自然的富の再生産の保障、ならびに人間を取り巻く境の改善

－学術の発展、学術幹部の要請、しかるべき生活領域への学術研究の成果の普及

－ロシア市民の文化的水準の向上のための精神的価値の保護、増大および広範な利用

－芸術、人民的な芸術的その他の創造の発展

－ロシア市民の消費者としての権利の効果的保護

－ロシア市民のアレンダに対する権利

－図書館ネットワークの十分な発展、ならびに書籍その他の形態の情報のロシア市民への保障

第３４条

①　ロシア連邦議会、ロシア大統領、地方自治機関、およびすべての役職者（公務員）は、ロシア市民の生活水準を悪化させる権利を有しない。

②　法律は、国民（国家）経済に対する犯罪行為の性質を定め、犯罪の重大性に応じた効果的な規制を行う。

第３５条

国家は、ロシア大統領、ロシア連邦議会代議員、地方自治機関、ロシアの裁判所、ロシアの検察機関、ならびにこれらに従属する機関の名において、全人民的または私的なものを含むすべての所有形態を保護し、その増大のための条件を整備する。

第３６条

①　全人民的所有、これはすべてのロシア市民の共通の財産であり、地方自治機関の財産の総体である。

②　地方自治機関の排他的所有には、土地、地下資源、水資源、大気、動植物界（農業および牧畜用を除く）、史跡およびその他の文化遺産（価値）、ならびに地方機関の資金およびその取得した生産手段や財産である。

③　ロシア連邦議会の会計に入る資金は、ロシア人民の財産であり、ロシア連邦共和国市

民のためにロシア連邦議会の名においてこれを使用する。

第３７条

①　第３６条に該当しないすべての物件は、私的所有とすることができる。市民の私的財産およびその相続権は、国家がこれを保護する。

②　所有形態のより詳細な区分およびその相互関係は、法律によってこれを定める。

第３８条

各人は、アレンダを含め、全人民的所有に害を及ぼさないかぎり、私的財産に対する権利を有する。

第３９条

①　ロシアのすべての役職者は、ロシア市民に対し、その権限の範囲内で、この憲法およびロシアの法律に抵触しない場合には、アレンダの権利を奪うことは、これを禁止する。

②　ロシアのすべての役職者は、その権限の範囲において、ロシア市民のアレンダの権利を促進する義務を負う。

③　ロシア市民のアレンダの期間は、(その市民のために) 固有の判断で終身と設定することができる。ロシア市民がアレンダを継続することを望む場合、これを妨害することはできない。アレンダの対象は、生存中の相続か死後の相続かにかかわりなく、アレンダ権者の親族にのみしかるべき契約の再締結により相続させることができる。その他のすべての場合に、アレンダは、停止し、それぞれ競売（？）により他の者にこれを移転することができる。アレンダに関する契約は、アレンダ権者によるこの憲法および（または）ロシアの法律の侵害がある場合にのみしかるべき裁判所の決定に基づく場合にかぎり、その正規の満期前にこれを破棄することができる。それ以外のいかなる場合にも、契約を破棄することはできない。契約の効力がなくなった場合、しかるべき国家期間の側からアレンダ権者に対し相当の補償が支払われる。

④　全人民的所有を抵当に入れた売買または賃貸しは、これを禁止する。

第４０条

生産者に対しては、その経済政策を独立して決定する奪われることのない権利が認められる。

第４１条

①　ロシア連邦共和国の対外政策は、ロシアの国家的利益の擁護、戦争およびテロ行為の防止（抑止)、全般的完全軍縮（軍備撤廃）の達成に向けられなければならない。

②　ロシア連邦共和国においては、戦争宣伝はこれを禁止する。

③　ロシアと他の国家との関係は、主権平等、武力の行使または武力による威嚇の相互の

否定、国境の不可侵、国家の領土保全、紛争の平和的解決、内政不干渉、人の権利および自由の尊重、その運命を決定する人民の平等および権利、国家間の相互協力、一般に承認された国際法の原則および諸規範、ならびにロシアの名において締結した国際条約に発する義務を誠実な履行、の諸原則の遵守に基づいてこれを構築しなければならない。

第４２条

①　ロシア軍は、陸軍、空軍および海軍からなり、ロシア連邦共和国の主権および独立を保障し、その領土保全および死活的利益を保護することを使命とする。

②　ロシア軍は、職業的原則により編成される。

③　ロシア軍の行動は、いかなる形態のものであれ、ロシア市民に対して向けられてはならない。ロシア市民に対して作為または不作為でロシア軍を使用した者は、ロシア市民に対してロシア軍を使用したその時からすべての役職および称号（肩書き）を剥奪され、ロシア人民およびロシア連邦共和国裁判所の前に裁判的責任を問われる。その者の行為は、ロシア人民およびロシア連邦共和国に対する反逆とみなされる。

④　ロシア軍の活動は、法律によりこれを定める。

⑤　ロシア軍は、非政治的でなければならない。

第４３条

①　法秩序維持機関および軍部隊、それらの管轄にある者は、ロシア市民に対する権利濫用を全面的に防止し、市民的秩序、ロシア市民、外国人および無国籍者によるこの憲法およびロシアの法律の遵守を保障しなければならない。

②　法秩序維持機関および軍部隊、それらの管轄のもとにある機関の行為は、いかなる形態のものであれ、ロシア市民、外国人および無国籍者の社会・経済的、政治的および個人的な権利および自由に反するものであってはならない。法秩序維持機関および軍部隊、それらの管轄のもとにある機関を、この憲法および（または）ロシアの法律を犯していないロシア市民、外国人（市民）および無国籍者に対してなされる作為または不作為によって使用した者は、そのすべての役職および称号を剥奪され、ロシア人民およびロシア連邦共和国の裁判所の前に裁判的責任を問われる。

②　法秩序維持機関および軍部隊、ならびにその下にある機関の活動は、法律によってこれを定める

③　法秩序維持機関および軍部隊、ならびにその下にある機関は、非政治的でなければならない。

第４４条

①　国家保安機関および軍部隊、それらの管轄のもとにある機関は、ロシア国外における経済的、社会的、軍事的および政治的情報の収集に従事し、ロシア連邦共和国市民に対す

る権利乱用を全面的に防止し、ロシアの社会・経済的主権、国家的、軍事的および商業上の秘密および情報の保護の組織を保障する。

②　国家保安機関および軍部隊、それらの管轄のもとにある機関の行為は、いかなる形態の者であれ、ロシア連邦共和国市民の社会・経済的、政治的および個人的権利および自由を犯すものであってはならない。この憲法およびロシアの法律を犯していないロシア市民に対して、作為または不作為により国家保安機関および軍部隊、それらの管轄のもとにある機関を使用した者は、そのすべての役職および称号を剥奪され、ロシア人民およびロシア連邦共和国の裁判所の前に裁判的責任を問われる。

③　国家保安機関および軍部隊、ならびにその下にある機関の活動は、法律によってこれを定める。

④　国家保安機関および軍部隊、ならびにその下にある機関は、非政治的でなければならない。

第３章　基本選挙規程。基本レフェレンダム規程

第４５条

ロシアにおける選挙は、競争的で、普通、平等、直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを行う。

第４６条

①　ロシア連邦共和国における選挙は、競争（選択）的である。

①　選挙公報には、２人以上の任意の候補者数が記載されうる。

第４７条

①　ロシア連邦共和国における選挙は、普通選挙である。

②　選挙権は、裁判所のより行為無能力と判断された精神疾患の市民を除く１８歳以上のすべてのロシア市民がこれを有する。

②　被選挙権は、裁判所により行為無能力と判断された精神疾患の市民を除く１８歳以上６０歳以下のすべてのロシア市民がこれを有する。

第４８条

①　ロシア連邦共和国における選挙は、平等選挙である。

②　各選挙人は１票をもち、選挙人は平等原則により選挙に参加する。

第４９条

①　ロシア連邦共和国における選挙は、直接選挙である。

②　ロシア連邦議会代議員、ロシア大統領、地方自治機関の構成員は、ロシア市民により直接に選挙される。

第５０条

①　ロシア連邦共和国における選挙は、秘密投票によって行われる。

②　投票人の意思表示に対する統制は、これを禁止する。

第５１条

①　ロシア市民は、ロシア大統領およびロシア連邦議会代議員ならびに地方自治機関の空席の候補者となることができ、選挙権を有するロシア市民のしかるべき選挙管理委員会に請願署名を提出することによって、地涌な推薦システムを利用することができる。

②　ロシア連邦共和国副大統領候補の推薦権は、ロシア大統領の候補者にある。

③　ロシア連邦共和国大統領の候補者となるには、登録に際して 100 万人以上の署名が必要である。

④　ロシア連邦議会代議員の候補者となるには、登録に際して 10 万人以上の署名が必要である。

⑤　地方自治機関の空席の候補者となるには、登録に際して 1 万人以上の署名が必要である。

⑥　ロシア大統領、同副大統領、ロシア連邦議会代議員の候補者、および地方自治機関の空席ポストの候補者は、選挙前運動期間において、ロシア大統領、同副大統領、連邦議会代議員の候補者、および地方自治期間の空席ポストの候補者の機能の遂行に関係しない、生産活動、事務職勤務、社会的またはその他の活動に従事する権利を有しない。

⑦　ロシア大統領、ロシア連邦議会代議員の選挙の準備および実施に必要な費用は、国家予算でこれを支弁し、地方自治機関の構成員の選挙にかかる費用は、地方自治機関 50%、国家 50%の負担とする。

⑧　選挙の準備および実施に必要な費用は、法律によってこれを定める。

第５２条

①　ロシア連邦共和国における選挙手続きは、法律によってこれを定める。

②　ロシアにおける選挙の実施は、労働集団、社会的、政治的その他の団体の代表からなる選挙管理委員会がこれを保障する。

③　ロシア市民、労働集団、社会団体、政治団体および相太の団体には、憲法およびロシア法律にしたがい、候補者の政治的、実務的および個人的資質について自由かつ包括的な審議を行う機会、ならびに集会およびメディアにおいて「賛成」「反対」のアジテイションを行う権利が保証される。

④　選挙前カンパニアは、３ヶ月前に始まり、選挙日の３日前に終わる。

第５３条

暴力、欺瞞、脅迫またはその他の方法により、ロシア市民が選挙権および被選挙権を

行使し、選挙前アジテイションを行う権利を妨害する者、ならびに選挙関係ドキュメントの改ざん、故意による投票の不正確な集計、投票の秘密の侵害またはその他の選挙法の違反行為を行った選挙委員会委員、役職者その他の市民、文書またはその他の方法で故意による候補者に関する虚偽情報を流した者は、法律の定める刑事責任を追及される。

第５４条

選挙結果は以下のようにして決定される。

－候補者が投票権および投票機会を有するロシア市民の総数の　50%を超える得票を得た場合は、当該候補者が当選したものとする

－１つのポストに２人の候補者がある場合で、投票権および投票機会を有するロシア市民の総数の 50%を超える得票を得た者がない場合は、当選者はいないものとし、これらの者は立候補を取り消し、当該選挙において空席となった議席の再選挙に再び選挙される権利を有しない

－３人またはそれ以上の候補者がひとつの議席を争う場合で、投票権および投票機会を有するロシア市民の総数の５０％を超える得票を得た者がない場合は、この空席の議席を争った者のうち第１回投票で多数を得た上位ふたりの候補者のみが被選挙権を有する第２回投票が公示される。

－選挙前運動または選挙自体において、なんらかに理由でひとつの議席にひとりの候補者のみが残る場合は、その選挙は無効とみなされる

－選挙前選挙運動および選挙の時期に、ひとりの候補者が、ロシア検察機関および（または）ロシアの裁判所の見解ならびにこの憲法およびロシアの法律に基づいて、その作為または不作為により、この空席の議席に他の候補者の選出を促した場合、ロシアに裁判所の判決により、そのような選挙は無効とされ、これに関連してこの憲法およびロシアの法律にしたがい、改めて２回目の候補者の登録およびその他が行われる。

第５５条

①　ロシア連邦共和国におけるレフェレンダムは、その告示された地域において、選択的で、普通、平等および直接の選挙権ならびに秘密投票に基づいてこれを行う。

②　ロシアのレフェレンダムは、その問題設定がこの憲法に違反する場合にはこれを実施することができない。

③　人も、ロシア連邦共和国憲法に基づく場合のほか、レフェレンダムの実施を禁止し、またはこれを制限する権利を有しない。

④　すべての具体的なレフェレンダムは、１つの具体的で正しく設定された問題についてのみこれを行うことができる。

⑤　１つのレフェレンダムの実施は、プロパガンダ的なものを含む他のレフェレンダムの

実施に重ねることはできない。

⑥　レフェレンダムの公示がされた地域において、レフェレンダムまでの３ヶ月間、プロパンダ運動が行われ、そのレフェレンダムの開始前の三昼夜（７２時間）前にこれを終える。

第５６条

レフェレンダムを公示する権利は、次の機関にある。

－国家会議および連邦会議のそれぞれの議員総数の２５％以上の同意がある場合のロシア連邦議会

－ロシア連邦共和国大統領

－全ロシア的意義を有する問題の解決の場合で、すべての地方自治機関の５０％以上の同意がある場合の地方自治機関

－一連の地方的意義を有する問題の解決の場合で（その帰属する領域において）、地方機関の全構成員の２５％以上の同意がある場合の地方自治機関

第５７条

レフェレンダムの信任結果は、以下の手続きにより決定する。

－選挙権を有し、レフェレンダムの公示された領域に居住するロシア市民の全投票数の５０％以上（未満となっているが、明らかに間違い）の「賛成」を得た側が勝利したものとみなされる

－「賛成」と「反対」の差が１０％以上ある場合、勝利した側が辞表を提出する？

－「賛成」と「反対」の差が１０％以下の場合、いずれの側も撤回を表明する

－そのような場合、次の手続きで臨時の投票が行われる；「賛成」投票のもっとも少ない票を得たものが最初に投票に付される（？）

第５８条

信任に関するレフェレンダムを除く蓮華レンダムの結果は、以下の手続により決定する。

－選挙権を有し、このレフェレンダムが公示された領域に居住するロシア市民の３分の２以上が支持した場合に、レフェレンダムに付された問題は採択されたものとみなされる。

第５９条

選挙およびレフェレンダム実施の合法性（正当性）、適法性は、ロシアの裁判所および検察庁がこれを監督する。

第４章　ロシア連邦議会

第６０条

次の管轄事項はロシア連邦議会にのみ属する（専権事項である)。

－ロシア連邦共和国憲法の修正

－ロシアの法律の制定、改正および廃止

－ロシアの名により締結された条約の批准および廃棄（通告）

－ロシアの国境および死活的理系の領域の決定

－ロシアの内外政策の基本方向の決定

－ロシアの経済および社会発展の全国家的プログラムの承認

－ロシア連邦共和国大統領によって提案されたロシア連邦共和国の国家権力および管理の最高役職者；すなわちロシア最高裁判所長官、ロシア検事総長、ロシア弁護士会会長を含む；の候補者の承認および否認

－裁判的および行政的不可侵（不逮捕特権？）を有する者を含むあらゆる役職者を弾劾に付する権利

－ロシア功労賞の決定

第６１条

①　ロシア連邦議会は、常時活動し、毎年その構成員を５分の１ずつ更新する。

②　ロシア連邦議会が解散した場合、新たに選挙されたロシア代議員は、その当該選挙区ごとに選ばれた前期のロシア連邦議会代議員がもつ任期の残余期間の権限を有する。

第６２条

①　ロシア連邦共和国の諸民族は、ロシア連邦議会にその代表権を有するロシア代議員を割り与えられる。

②　ロシア連邦議会連邦会議に選ばれた代議員は、当該地方自治機関の領域に住むロシア市民を代表する。

③　ロシア連邦議会国家会議に選ばれた代議員は、選ばれた当該選挙区の選挙人だけではなく、ロシアの全市民を代表する。

④　ロシアの代議員の任期は５年である。

⑤　ロシアの代議員は、ロシア連邦議会の同じ院で連続して２期以上選ばれることはできない。

⑥　ロシア連邦議会の代議員は、同時にロシア連邦議会のふたつの院でロシア市民を代表することはできない。

⑦　ロシアの代議員は、ロシア連邦議会の代議員の職務遂行に関係のない生産活動、職務上または社会的その他の活動に従事することはできない。

第６３条

①　ロシア連邦議会は、ロシアの代議員に対し、その権利および義務が支障なくかつ効率的に行使できるようその条件を保障する。ロシアの代議員の責任、不可侵（不逮捕特権）、権利および義務、保証、報酬、交通および通信手段の利用、権限停止、リコール、その他は、この憲法およびロシアの法律によっておれを定める。

②　ロシアの代議員は、ロシア市民によって以下の奪われることのない（固有の）権利を与えられる。

－法律の定める手続により回答の義務を負う国家機関および役職者に対する代議員の質問。この代議員質問に対する回答に不満がある場合、ロシアの代議員は、ロシア連邦議会の当該の院のしかるべき常任委員会または特別委員会に対して報告するために回答者を召喚する問題を提起する権利を有する。

－すべての国家的、社会的および政治的な機関、団体、企業等に対して代議員活動の諸問題について訴え、その提起した問題の審議に参加すること。当該の国家的、社会的、政治的およびその他の機関、団体、企業等の指導者は、ロシアの代議員を遅滞なく受け入れ、法律の定める期間内にその提案を検討する義務を負う。

－なんらかの役職者がロシアの代議員に対して敬意を欠いた態度を行った場合、ロシア連邦議会の特別委員会に対して「ロシアの代議員に対する不敬について」という問題を提起する。その訴えの結果、ロシア連邦議会の代議員の不敬の事実について特別委員会で審議され、事実が認められれば、弾劾手続で訴追される形で当該役職者の制裁が行われる。

第６４条

何人も、ロシア連邦議会において具体的問題の審議がなされる場合に１０分以内に発言時間を制限される場合のほかは、ロシアの代議員が口頭または文書で事故の見解を述べる機会を制限する権利を有しない。

第６５条

ロシアの代議員をロシア連邦議会の構成から排除するためには、しかるべき決定だけではなく、当該代議員が以前に選出された選挙区の選挙人によるレフェレンダムによるその決定の同意が必要である。レフェレンダムの結果、当該選挙区において投票権と賛成投票をする機会のある者のうち５０％を超える選挙人が賛成投票をした場合は、その代議員の権限は承認され、その結果、ロシア連邦議会が反対の見解をとったにもかかわらず、ロシア連邦議会の代議員のすべての権利および機会をもってロシア連邦議会のしかるべき院にとどまる。

第６６条

①　ロシアの代議員のリコールは、当該代議員が選出された選挙区におけるレフェレンダ

ムによってこれを行う。

②　ロシアの代議員のリコールが成立するのは、当該選挙区の市民のうち、選挙権を有する者の総数（全体）の５０％を超える賛成がなければならない。

③　ロシアの代議員のリコールに関するレフェレンダムを実施するには、当該選挙区の選挙権を有する市民総数の１０％以上の署名を付した請願がロシア連邦議会に提出されなければならない。

第６７条

①　ロシア連邦議会は、常任委員会および特別委員会を設置する。

②　ロシア連邦議会によって選出され、または指名される役職者（公務員）は、連続して２期を超えてその職務に就くことはできない。

③　ロシア連邦議会の常任委員会および特別委員会において、ロシア連邦共和国の代議員とともに、専門委員および顧問として他の市民も参加し、その活動にはロシア連邦共和国の資金により報酬が支払われる。

第６８条

①　すべての国家的、社会的、政治的およびその他の機関、団体等、ならびにすべての役職者は、その要請がこの憲法およびロシアの法律に抵触しない場合、ロシア連邦議会の常任委員会または特別委員会のすべての要請を履行し、ならびに必要な資料および文書を支障なく提供する義務を負う。この憲法およびロシアの法律に違反しないロシア連邦議会の常任委員会および特別委員会、ならびにロシアの代議員の要請の不履行は、法律により追及される。

②　ロシア連邦議会の常任委員会および特別委員会の作用は、しかるべき法律によってこれを定める。

第６９条

①　ロシア大統領、ロシアの代議員の作用、およびすべての役職者の作用は、ロシア連邦議会の常任委員会および特別委員会においてこれを審議することができる。

②　不逮捕特権を有する者を含むロシアのすべての役職者（公務員）は、その作用または不作為がなんらかの程度でこの憲法および（または）ロシアの法律に違反する場合、この者を弾劾に付すことができる。

③　弾劾に付す権利は、ロシア連邦議会の専権事項であり、その作用は法律によって定める。

④　審理は、連邦議会の特別の臨時委員会がこれを行う。

⑤　ロシア連邦議会の国家会議および連邦会議の全構成員の３分の２を超える賛成がある場合、弾劾手続により訴追される。弾劾に関する判決は、当該役職者が不逮捕特権を有す

る場合は、その役職からの解職および解任を制限されるが、その場合であってもロシア憲法およびロシアの法律に対する責任を免れるものではない。

⑥　大統領の特赦権は、弾劾手続きで有罪とされた者にはこれを適用しない。

第７０条

①　ロシア大統領の行為は､ロシア連邦議会で各院がそれぞれ独立してこれをチェックし、７６条（９項および１０項）の場合には２４時間以内にロシア連邦議会の国家会議および連邦会議の全構成員の３分の２を超える同意を必要とする。

②　ロシア大統領の行為は、ロシア連邦議会で各院がそれぞれにこれをチェックし、７６条（４、５、６、１１、１３項）の場合には最初の１ヶ月以内にロシア連邦議会の国家会議および連邦会議の全構成員の５０％を超える同意を必要とする。反対がある場合には、ロシア大統領の行為は、権限なきものとされ、無効とされ、ロシア連邦共和国連邦議会の両院合同会議においてロシアの代議員により、ロシア大統領の信任問題を提起することができる。「信任」票が２５％未満の場合、ロシア連邦共和国大統領の信任に関するロシア市民による全人民レフェレンダムが告示される。

第７１条

①　ロシア連邦議会は、ふたつの平等な院；国家会議および連邦会議からなる。国家会議は、概ね平等なロシア市民の数ごとに１人の計算で選挙される。連邦会議は、１地方自治機関ごとに５人の計算で選挙される。両院は同数のロシアの代議員から構成されなければならない。

②　ロシア連邦議会の活動手続は、この憲法およびロシアの法律によって定める。

第７２条

なんらかの問題でロシア連邦議会の国家会議と連邦会議の間で不一致が生じた場合、両院により対等原則で組織される協議委員会が設置される。両院による不一致が生じた問題に関して両院が再議の後も同意に達しない場合は、この問題は一時的に棚上げし（延期し)､ロシア連邦議会のしかるべき常任委員会または特別委員会に策定に委ねるものとする。

第７３条

①　ロシア連邦共和国連邦議会議長は、ロシア連邦議会の国家会議および連邦会議の全構成員からなる全代議員の５０％を超える賛成投票があった場合に、これを選出されたものとする。

②　ロシア連邦議会の各院の議長､ロシア連邦議会の常任委員会および特別委員会の長は、ロシア連邦議会の当該院の全構成員のうち５０％を超えるロシアの代議員の賛成がしかるべき（議）長に寄せられた場合、選出されたものとみなされる。

③　ロシア連邦議会議長、ロシア連邦議会の各院の議長、ロシア連邦議会の常任委員会お

よび特別委員会の議長は、１年任期でこれを選出する。

第７４条

ロシア連邦議会議長は、以下のことを行う。

－ロシア連邦議会の審議に付される諸問題の準備の一般的指導を行う

－ロシア連邦議会が採択するロシアの法律およびその他のアクトに署名する

－ロシア連邦議会の常任委員会および特別委員会の活動を調整する

－ロシア連邦毛峯およびロシアの法律の公布に対する責任を負う

－ロシア連邦議会の代議員がその権限を行使することを支援し、彼らに必要な情報を保障する

－ロシア連邦議会の両院堂々会議の開催（議長；以下同）

－ロシア連邦議会の競技委員会の開催

－ロシア連邦議会特別委員会の会議の開催

第７５条

以下の事項は、ロシア連邦議会およびロシア大統領のみの専権事項である。

－ロシア軍の徴集および管理、ロシア連邦およびその死活的利益に対する侵略を撃退するための総動員または部分動員の宣言

－宣戦布告

－国家安全保障会議の組織

－通貨の発行およびその価格規制

第５章　ロシア大統領。ロシア副大統領

第７６条

①　ロシア大統領は、ロシア連邦共和国の最高役職者であり、この憲法に基づいて地方自治機関と共同して執行権力を有する。

1) 地方自治期間と共同して憲法およびロシアの法律を執行する

2) 国内および国際関係においてロシアを代表する

3) ロシアの最高国家権力および管理機関の相互作用を保障する

4) ロシアの国際祭条約を交渉し調印し、外国の外交代表の信任状、召喚状を受領し、外国および国際機関におけるロシアの外交代表を任命し召喚し、最高外交官等級およびその他の称号を設定する

5) 国防保障のための国家書記官の活動を調整し、国家安全保障会議の長を務め、ロシア軍の最高司令官であり、ロシア軍の最高司令部を任命し更迭し、最高軍称号を授ける

6) ロシア最高裁判所長官、ロシア検事総長、ロシア弁護士会会長を含むロシアの国家

権力および管理の最高機関の最高役職者の指名または退職のために候補者をロシア連邦議会に提案する

7) ロシアの勲章およびメダルを授与し、ロシア連邦共和国名誉称号を授ける

8) この憲法に基づいてロシア国籍の取得、出国およびロシア国籍の喪失の諸問題を解決する

9) 総動員および部分動員を宣言する；ロシアに対する侵略があった場合、戦争状態を宣言し、直ちにこの問題をロシア連邦議会の審議に付す

10) ロシア連邦共和国の防衛およびその市民の安全のために、ロシアの一定地域に戒厳令、包囲状態、非常事態を宣言する

11) ロシア憲法およびロシアの法律の執行において、ロシア全土で義務的効力をもつ下位法令を公布する

12) 毎月、ロシア連邦議会においてロシア連邦共和国の国内情勢およびロシアの内外の重要問題、ロシア連邦共和国の国防および安全保障、ロシア大統領およびその機構等の財政支出について報告する

13) ロシアの名において借款を締結する

14) その権限に関連する任意の諸問題移管しすべての役職者に文書による意見を求めることができる

15) 判決執行の延期（猶予）、弾劾手続による訴追の場合を除く、ロシアおよびその市民に敵対してなされた犯罪に対する特赦の権利を有する

16) 自らの行為、ならびにロシア副大統領の行為を含む、大統領が長を務める機構および機関の行為につき、ロシア市民、この憲法およびロシアの法律に対して全面的な責任を負う

② ロシア大統領は、コントロール権力および立法発議権を有する。

第７７条

① ロシア副大統領は、ロシアにおいてナンバー２の最高役職者であり、ロシア大統領の代理であって、その基本的な助言者である。

② ロシア副大統領のすべての行為は、ロシア連邦共和国大統領の同意を必要とし、かつ承認されなければならない。

③ ロシア副大統領は、大統領がロシア連邦共和国の国外にある場合、およびロシア大統領の職務を遂行するために大統領がロシア連邦共和国副大統領に臨時にロシア大統領の固有の地位を与えた場合、ならびに７８条に定める場合、ロシア大統領の権利を与えられる。

④ ロシア副大統領の権限には、内外政策の諸問題の分析が含まれる。

第７８条

①　ロシア大統領がその死亡、辞職または職務に関連する権利および義務を行使する能力を欠くことによって職を離脱した場合、これらの権利および義務はロシア副大統領に移る。その場合、ロシア副大統領は、ロシア連邦共和国大統領となり、（新たに）ロシア副大統領を決定することになるが、それにはロシア連邦共和国連邦議会の国家会議および連邦会議の全代議員の２分の１を超える同意が必要となる。

②　選択可能な、普通、平等、直接の選挙権に基づき秘密投票によらないで選出、指名等がなされた者がロシア大統領になった場合は、１ヶ月以内にこの憲法およびロシアの法律に基づきロシア大統領およびロシア副大統領の新たな選挙が公示される。

③　ロシア連邦共和国大統領およびロシア連邦共和国副大統領がその死亡、辞職または職務に関連する権利および義務を行使する能力を欠くことによって職を離脱した場合、ロシア連邦議会は、新しいロシア大統領の選出までに、いかなる人物がロシア大統領として行動しなければならないか、その義務を最後まで行使することを妨げる要因を除去するにはどのような人物に換えるのか、その他について法律でもって定める。

第７９条

①　ロシア大統領は、ロシア連邦共和国大統領の機能の遂行に関係のない生産活動、職務、社会的またはその他の活動に従事する権利をもたない。

②　ロシア副大統領は、ロシア連邦共和国副大統領の機能の遂行に関係のない生産活動、職務、社会的またはその他の活動に従事する権利をもたない。

③　ロシア大統領および（または）ロシア副大統領の任期は、７年である。

④　ロシア大統領および（または）ロシア副大統領は、連続して２期以上その職に選ばれることはできない。

第８０条

①　ロシア大統領のもと、ロシアの内外政策の基本方向の実現、国の安全保障に関する措置の策定を任務とする大統領評議会が活動する。

②　大統領評議会のメンバーは、ロシア大統領がこれを任命する。

③　大統領評議会のメンバーは、同時に、ロシアの代議員となることはできず、ロシア裁判所およびロシア検察機関を代表することはできない。

第８１条

①　ロシア大統領が就任した後、１年以降で１年３ヶ月を超えない期間内に、ロシア連邦共和国大統領の信任に関するロシア市民による全人民的レフェレンダムを行う。

②　レフェレンダムの結果、ロシア市民の５０％以上が信任（不信任？）を表明した場合、新しいロシア連邦共和国大統領の選挙が決定され、３ヶ月以内にこれを行うことになり、ロシア大統領は、辞表を提出し、新たに選出されたロシア連邦共和国大統領が就任する時

点で辞職する。

③　解任されたロシア大統領とともに、ロシア副大統領および大統領評議会を含むそのすべての機構もまた解任となる。

第６章　地方自治機関

第８２条

地方自治機関は、その領域内において、以下の事項を行う。

－国家権力機関であり、執行権および監督権ならびに立法発議権を行使する

－ロシア連邦共和国憲法およびロシアの法律を執行する

－全人民的および私的所有を含むすべての形態の財産の保護、社会秩序、当該地域に居住しまたは一時的に滞在するロシア市民の権利および自由を保障する

－この憲法およびロシアの法律に抵触しないあらゆる措置または行為を行い、全人民的利益およびその地域に居住するロシア市民の利益にたってすべての地方的意義を有する問題を解決する権限を有する

－その地域の経済的、政治的、社会的的発展に対する責任を負う

－地方予算を決定する

－地方税、過料、およびその他の財政的手数料を決定し、これを徴収する

－土地利用、自然保護、建設、労働資源の利用、人民的需要の商品生産、当該地域に居住しまたは一時的に滞在する住民の社会・文化的、生活上の、またはその他のサービスの領域で生産者の活動を支援する

－全ロシア的意義を有する諸問題の検討に参加し、それらにつき自己の提案を行う

－独自の予算によって行う、公衆衛生および衛生、快適な設備および建設、ならびにその他の公共サービスに関連する諸措置を組織する

－就学前教育および学校教育を組織し、保障し、監督し、就学前教育および学校教育施設の社会・生活上、公衆衛生上の条件の改善について配慮する

－職業教育および青年の育成の領域での活動を調整し、監督する

－独立してその機構を決定する。５年に１度以上、独自の機構に関する地方レフェレンダムを実施する

－その地域に居住するロシア連邦共和国市民の利益を完璧に代表するためにその構成員となる選挙による役職者の必要な人数を決定する

第８３条

①　地方自治機関は、常時活動し、毎年、５分の１の構成員を更新する。

②　地方自治機関の辞職の場合、新しく選出された役職者は、当該選挙区において選出さ

れた役職者の前職がもっていた一時的な分担をもつ（任期の残余期間のこと？）

③　地方自治機関の役職者の任期は５年とする。

④　地方自治機関の役職者は、連続して２期以上同一の地方機関にこれを選出することはできない。

⑤　地方自治機関の役職者は、同時に、ロシア連邦共和国の２つ以上の構成主体においてロシア市民を代表することはできない。

⑥　地方自治期間に選出された役職者は、地方自治機関に選出された役職者の職務の遂行に関連のない生産活動、職務、社会的およびその他の活動に従事する権利をもたない。

第８４条

①　地方自治機関の決定は、すべての役職者およびロシア連邦共和国構成種主体の当該地域に所在する企業、施設、団体等、ならびにその地域に居住しもしくは一時的に滞在す、または当該地方自治機関となんらかの関係を有するすべてのロシア市民による執行を義務づけるものである。この憲法およびロシアの法律に抵触しない地方自治機関の決定の不履行は、法律により追及される。

②　国家の利益および地方自治機関の領域に居住しまたは一時的に滞在するロシア市民の利益の保障のために、施設保安および鉄道保安の法秩序維持機関は地方自治機関の管轄下におく。その他の中央管轄国家機関は、当該地方機関に帰属する領域における活動に関して地方自治機関を管轄下におき、監督を行う。

第８５条

地方自治機関の全構成員の４分の１以上の要請がある場合、地方自治機関大会を召集しなければならず、そこで、地方自治機関の活動、ならびにロシア大統領またはロシア連邦議会の信任に関する問題の全人民的レフェレンダムの実施に関連する諸問題を解決する。

第７章　裁判

第８６条

①　ロシアにおける裁判は、陪審裁判によってのみこれを行う。

②　有罪の程度は、この憲法およびロシアの法律にしたがい、陪審員が決定し、その人数はひとつの会議で５人以上としなければならない。

③　陪審員の活動および行為（効力）は、法律によって定める。

第８７条

①　裁判官は、裁判審理を行う専門家である。

②　裁判官は、陪審員による公正な決定を導くために論理的帰結を得るべく裁判審理を行う。

③　裁判官は、裁判審理を行うにあたり何人にも従属しない。

④　裁判官には、法律学の高等教育を修了し、過去のしかるべき評価を受けた６０歳以下の任意の人がなることができる。を裁判官の任期は、この憲法およびロシアの法律、ならびに年齢制限によってこれを定める。

⑤　裁判官の活動および行為は法律によってこれを定める。

第８８条

①　ロシア裁判所は、司法権を司り、ロシア連邦共和国人民の名において裁判を行う権利を与えられる。

②　ロシア裁判所は、独立であり、この憲法およびロシアの法律にのみ従う。

③　法律は、裁判所の決定の未執行に責任を負う者にたいする任意の権力および制裁機関による裁判所の決定の執行の枠組を定める。裁判所の決定は、その他の権力機関の決定に優先し、その裁判所の決定がこの憲法およびロシアの法律に抵触しない場合、すべてのロシア市民、ならびにすべての国家帰化、社会的、政治的、生産その他の組織、集団、グループ等にとって義務的である。

④　裁判所は、この憲法がロシア連邦議会のみの管轄およびロシア連邦議会およびロシア大統領のみの管轄とする行為につき、ロシア連邦共和国憲法がそのような干渉を許容している程度において、これに干渉する権利を有する

⑤　裁判所の判決（決定）は、下位法令である。

第８９条

①　裁判は、ロシア連邦共和国憲法および（または）ロシアの法律の侵害がなされた地域の裁判所においてこれを行う。

②　法廷は、裁判所が個人の名誉、社会的モラルの保護または裁判所の正常な活動の保障を目的として非公開の法廷が必要だと判断した場合を除き、公開である。

第９０条

①　ロシア最高裁判所は､ロシア連邦キュ倭国の最高裁判機関であり､以下のことを行う。

－この憲法、ロシアの法律およびその他の規範的アクトの遵守を監督し、ロシア連邦議会の法令ならびに（または）ロシア大統領および（もしくは）地方自治機関の規範的アクトとロシア連邦共和国憲法および以前に採択されたロシアの法律との適合性を保障する

－法律の定める範囲でロシア裁判所の裁判活動に対する監督を行う

－大使、その他の全権代表および領事にかかわる裁判事件を行う；ロシアが当事者となるすべての紛争；ロシア市民が一方の当事者となる外国市民、外国または外国の組織またはその他の機関（施設）との紛争のすべて

－上告審である

－生産団体、社会的、政治的組織および団体の独占解体問題を解決する

②　ロシア最高裁判所には以下の排他的権利がある。

－ロシア連邦共和国憲法の各条文の解釈

－ロシアの法律の解釈

－ロシアの法律および（または）ロシアの名において締結された条約の不適合の決定をした場合、これをロシア連邦議会に報告する

第９１条

①　ロシアの法律および（または）ロシアの名において締結された条約の不適合、ロシアの法律相互の不適合および（または）ロシア連邦共和国憲法との不適合の決定についての報告がある場合、ロシア連邦議会代議員は、そのような法律および（または）条約をしかるべき形に修正しなければならない。

②　報告のあった時点から相互のおよびまたはロシア連邦共和国憲法との適合が確保されるまで、そのような法律および（または）条約は、その違反する部分の効力を停止する。

第９２条

①　裁判所は、なんらかの生産組織、社会的、政治的およびそれらと類似の団体（連合）、集団等がなんらかの領域で２５％を超える独占を保有し、競争相手または消費者に対して有害な影響を及ぼしていると決定した場合、特別の決定を行い、そのような団体、集団等を一連のより小さなものに区分する問題を検討するためにロシア裁判所にこの決定を送致する。

②　裁判所は、なんらかの生産組織、社会的、政治的およびそれらと類似の団体（連合）、集団等がなんらかの領域で５０％を超える独占を保有する場合、特別の決定を行い、そのような団体、集団等を無条件かつ速やかに一連のより小さなものに区分する問題を検討するためにロシア裁判所にこの決定を送致する。

③　独占の程度および携帯についての裁判所の決定の基準は法律でこれを定める。

第９３条

裁判所は、ロシア代議員、ロシア大統領、役職者に対し、「ultra vires（権限愉悦、超法規的）」原則にしたがいなんらかの作為（行為）を要求し、または一定の行為を禁止し、この憲法およびロシアの法律に抵触しない決定を行うことができる。

第９４条

①　ロシア連邦共和国憲法およびロシアの法律がすべての生産者、国家的、社会的、政治的およびその他の団体、集団等、役職者、ならびにロシア市民によって性格かつ一様に執行されているかについての最高の監督は、ロシア検察庁がこれを主導する。

②　ロシア検事総長は、ロシア連邦議会に対し責任を負い、報告義務を負う。

③　ロシア検事総長およびすべての下級の検事の任期は、５年である。

④　ロシア検事には、法律学の校長教育を修了し、しかるべき評価を受けた６０歳以下の任意の者がなることができる。

⑤　ロシア検事の活動および行為は法律でこれを定める。

⑥　ロシア検事は監督権および裁判的発議（起訴）権を有する。

第９５条

①　検事は、刑事訴追、民事事件を提起し、犯罪遂行に対する刑罰を要求する。

②　検事は、必要と認める保護措置の速やかな採用を要求し、国家的利益を認めるあらゆる事件の審理に参加することができる。

第９６条

検察機関は、この憲法およびロシアの法律に基づき、いかなる国家機関、政治的、社会的その他の機関からも独立してその権限を行使し、ロシア検事総長にのみ従う。

第８章　終章

第９７条

①　この憲法は、最初の１０年間はこれを改正することができない。

②　新しいロシア憲法の後、１～１２、１４～１７、２７、３４、４１～４５、５５、６４、７０、９７条の各条項は、けっしてこれを変更することはできない。

第９８条

①　以下の者は、裁判的および行政的不可侵の権利を有する。

－ロシア代議員

－ロシア大統領

－ロシア副大統領

－ロシア大使およびロシア領事

－ロシア裁判官

－ロシア検事

－裁判上の義務の遂行時における陪審員

－選挙およびレフェレンダムの実施に関連する職務上の義務の遂行時の選挙管理委員会メンバー

②　本条に列挙された者は、何人も、弾劾手続による訴追によるもののほか、裁判手続によってかせられる刑事上の責任に問われ、拘留され、または行政罰に問われることはない。

第９９条

①　この憲法の制定後の最初の１カ月は、ロシア連邦議会の代議員および地方自治機関の

役職者選挙前選挙活動および固有の選挙の準備に充てられ、以下のことを行う。

－ロシア憲法にしたがったロシア連邦議会および地方自治機関の選挙のための選挙区の決定

－ロシア代議員のための臨時の割当の決定

－地方機関の臨時的過渡的機構の決定

－この憲法およびロシアの法律に基づきロシア連邦議会および地方自治機関の選挙前選挙活動および固有の選挙を実施するロシア憲法およびロシアの法律による選挙（管理）委員会の設置

②　この憲法の制定後最初の１カ月の終了時が、この憲法およびロシアの法律に基づいて実施されるロシア連邦議会および地方自治機関の選挙前選挙活動および固有の選挙の開始時期となる。

第１００条

①　第９９条に基づいて選出されたロシア連邦議会は、その選挙の日から最初の１カ月以内にその職務を開始しなければならない。

②　ロシア連邦議会代議員が解決しなければならない最初の問題は、この憲法およびシアの法律にしたがい、ロシア大統領およびロシア副大統領の選挙前選挙活動および固有の選挙の実施に携わる選挙（管理）委員会の設置である。

③　ロシア連邦議会の活動の開始後最初の１カ月の終了時が、この憲法およびロシアの法律に基づいて実施されなければならないロシア大統領およびロシア副大統領地の選挙前選挙活動および固有の選挙の開始時期とされなければならない。

（以上）